

特別の法人の行う職業紹介事業の届出に係る添付書類の見直しについて
(職業安定法施行規則の一部改正)

1. 趣旨

- 「規制改革実施計画」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、「特別の法律により設立された法人が職業紹介事業を行おうとする場合の提出書類につき、その精査を行い、簡素化を進める」こととされたことを踏まえ、職業紹介事業の許可申請又は届出を行う際等の添付書類の簡素化を図るもの。

2. 概要

- 特別の法律により設立された法人(農業協同組合、商工会議所等。以下「特別の法人」という。)が、直接又は間接の構成員を対象として職業紹介事業を行う場合等は、厚生労働大臣への届出が必要とされている。当該届出に際して、現行制度では「定款又は寄附行為」及び「登記事項証明書」の添付が必要となっているが、「定款若しくは寄附行為」又は「登記事項証明書」のいずれかの添付で足りるものとする。
- 上記の届出をして職業紹介事業を行う特別の法人が、直接又は間接の構成員以外を対象として職業紹介事業を行う場合等は、厚生労働大臣から改めて許可を受ける必要がある。当該許可申請に際して、上記の届出において既に提出している書類に変更が無い場合には、当該書類の添付を不要とする。
- その他所要の改正を行う。

3. 施行期日等

公布日 平成 30 年 3 月下旬(予定)

施行日 平成 30 年 4 月 1 日(予定)

規制改革推進に関する第1次答申～明日への扉を開く～（抄）

（平成29年5月23日 規制改革推進会議）

Ⅲ 各分野における規制改革の推進

2. 人材分野

（2）具体的な規制改革項目

① 転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり

イ 職業紹介事業を行う場合における行政手続の簡素化

【平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

特別の法律により設立された法人（商工会議所等）が構成員に関連する無料の職業紹介事業を行おうとする場合、厚生労働大臣への届出が必要となる。その際の提出書類については、平成29年4月1日、「役員の住民票の写し及び履歴書」の提出が不要とされたところではあるが、更なる簡素化を求める指摘がある。

また、届出により構成員に関連する職業紹介事業を行っている特別の法人が、構成員に関連しない職業紹介事業を行おうとする場合、厚生労働大臣の許可が改めて必要となるが、この場合の許可手続の簡素化を求める指摘もある。

したがって、特別の法律により設立された法人が職業紹介事業を行おうとする場合の提出書類につき、その精査を行い、簡素化を進める。

規制改革実施計画（抄）（平成29年6月9日 閣議決定）

Ⅱ 分野別実施事項

3. 人材分野

（2）個別実施事項

① 転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	職業紹介事業を行う場合における行政手続の簡素化	特別の法律により設立された法人が職業紹介事業を行おうとする場合の提出書類につき、その精査を行い、簡素化を進める。	平成29年度 検討・結論、 結論を得次第 速やかに措置	厚生労働省

参照条文

◎職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抄）

（特別の法人の行う無料職業紹介事業）

第三十三条の三 特別の法律により設立された法人であつて厚生労働省令で定めるものは、厚生労働大臣に届け出て、当該法人の直接若しくは間接の構成員（以下この項において「構成員」という。）を求人者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者とする無料の職業紹介事業を行うことができる。

②・③ （略）

◎職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）（抄）

（法第三十三条の三に関する事項）

第二十五条の三 （略）

2 （略）

3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 定款又は寄附行為

二 登記事項証明書

三 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

ロ 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前二号に掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前二号に掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

四 無料の職業紹介事業を行う事業所ごと（以下この条及び次条において単に「事業所ごと」という。）の個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程

五 事業所ごとの業務の運営に関する規程

六 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び受講証明書

七 事業所ごとの施設の概要を記載した書面

八 国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、当該国外にわたる職業紹介の相手先国に関する書類

九 国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であつて、取次機関を利用しようとするときは、当該取次機関に関する書類

4・5 （略）